

身元保証サービスとは

施設費用の金銭保証や退去時の身柄引取り、施設職員との連携、緊急時対応を行うサービスです。また、お客様の要望に応じて日常生活のサポートも提供します。

なぜ身元保証人が必要なのか？

- 施設入居時や入院時に緊急連絡先の登録が必要なため
- 入院費や施設使用料などの滞納に備え保証人が必要なため
- 本人が十分に対応できない場合、転院先の調整、搬送の立ち合い、必要書類への署名等を身元保証人が行う必要があるため

入院や福祉施設・高齢者向け賃貸住宅に入居する際、
一般社団法人いきいきみどりの会がご家族に代わって
身元保証人および緊急連絡先を引き受けます。

緊急入院時には、一般社団法人いきいきみどりの会のスタッフがご家族に代わって入院手続きを行い、医師との協議に参加します。
事前に作成された「終末医療意思確認書」に基づき、ご本人の希望を伝え、治療方針がご本人の意向に沿うよう対応します。



入退所手続きサポート

緊急連絡先の指定

治療方針の伝達

身元引受

日常生活サポート

定期の連絡

終末医療意思確認書の作成